

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

高田地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

高田地区は区内でも高齢化が進んでいる地域で、一人暮らしや老老世帯が増加しています。また健康体操や子育てサークルの活動、地域の各種イベント等、ボランティア活動が多数ありますが、利用施設や情報交換ができる交流の場が少ないこともあり、横のつながりが薄く担い手の確保や育成に悩んでいる現状があります。エリアの中で山坂と平地がはっきりと分かれているため、それぞれに生活課題の違いも見られ、特に坂の多い住宅地に住む高齢者の中には、買い物等日常生活に不便を感じている方も多くいらっしゃいます。近年は地下鉄の開通や道路拡張工事等で開発が進み、まちの状況も大きく変わってきています。今後は犯罪や災害に対する不安、社会からの孤立等、世代を問わず、また顕在化しにくい問題も増えていくように思います。地域課題の解消や安心できる暮らしへの取り組みとして既に「ひとつプラン港北」や「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」等が行われていますが、ケアプラザも地域ケア会議や運営協議会を有効利用し、高齢に特化しない形での地域包括ケアシステムづくりを目指していきたいと考えています。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設関係法令や基本協定書に基づき、適正に施設の管理、運営を行ないます。職員一人ひとりが日常的に注意を払い、不良及び汚損箇所の早期発見、早期対応に努めます。日常清掃及び定期清掃、設備の保守管理等については業者委託にて行い、快適な利用環境を維持します。その他、建築基準法第12条に基づく建築物・建築設備定期点検等により施設の状態把握に努めます。施設・設備に不良箇所が発生した場合には、必要に応じて区と協議の上、速やかに修理・交換等の保全措置を行ないます。また備品台帳を完備し、適切に管理します。業者委託については法人内の関連施設と共に契約することでのスケールメリットを活用し、より高品質のサービスを安価に行えるよう努めていきます。

イ 効率的な運営への取組について

介護保険事業、指定管理事業ともに利用の向上を図るべく、地域や関係機関を通じて広く施設の活用を働きかけ、安定した収入と、利用者からの高い評価を得られるよう努めます。業務手順や分担を随時見直して業務の迅速さや正確さを向上させるとともに業務が効率的に進むよう努めます。職員一人ひとりが節電節水やリサイクルに積極的に取り組みます。また、コスト意識を高く持ち効率的に運営できるよう、消耗品や設備保守料等も公正で安価に調達し、経費節減に努めます。

ウ 苦情受付体制について

苦情受付については各部門に苦情受付担当者を置き、苦情解決責任者は所長が担当し、その他に第三者委員を複数名配置する体制で対応します。その周知は施設内の掲示や配布書類への記載等により行い、施設だけでなく公的機関への申立てもできる旨を併せて説明し連絡先も紹介します。苦情または要望の把握は意見箱の設置の他、利用者へのアンケート等の各種調査や利用団体の代表者会議等により行ないます。苦情が寄せられた場合は速やかな対応に努め、苦情受付簿や対応した内容等を記録した苦情処理簿を作成し、苦情対応マニュアルに基づき誠意を持って解決に向けて取り組み、その後の再発防止や予防に努めます。また寄せられた苦情や要望、及び対応については館内の掲示板に概要を公表するなどして情報公開に努め、透明性があり地域に共感してもらえるよう心掛けていきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

年に2回、消防訓練を行い、職員の防災意識を高めるとともに、有事の避難誘導や非常通報、応急処置やAED操作等を冷静に行えるよう努めます。また、特別避難場所である施設の役割を周知し、災害時に的確な対応ができるよう努めるとともに、応急備蓄物資も必要数を整備します。日常から防犯、防災を心がけ、個人情報を含む機密文書の管理や保管場所の施錠、電気設備等のスイッチの停止などを確実にし、二次的な犯罪、災害の防止に努めます。不審者対応については警備会社直通の防犯ベルを設置し、被害の拡大を防ぎます。

オ 事故防止への取組について

事故防止に関しては職員にリスクマネジメントの考え方を周知徹底し、日頃から業務中の事故リスクをいかにして減らすかを考えます。具体的にはいわゆる「ヒヤリハット事例の対策」を中心として、職員会議やミーティングで随時対応を協議し、予見できる事故は徹底して防ぐよう心掛けます。単に事故を防止するだけでなく、安全管理の徹底はサービスの質を向上させる手段のひとつと捉え、安全な環境づくりを行います。また協力医や区役所等と連携し、感染症等の防止に努めます。事故発生時は対応マニュアルに従って迅速且つ適切な対応を心掛け、的確に関係機関へ報告しながら原因究明と対策の検討を早急に行ない、その後の事故防止に役立てていきます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法人の「個人情報保護に対する基本方針」及び「緑峰会の保有する個人情報の保護に関する規定」に基づき、個人情報及び文書等の管理を徹底します。職員については採用時に「秘密保持・個人情報保護に関する誓約書」の提出を義務付けていますが、その後も定期的に研修を行い、意識を常に高く保持するよう指導していきます。個人情報を取扱う際は緊張感を持って細心の注意を払い、同意のもとでの最低限の使用にとどめ、二次利用することのないよう徹底します。ケースファイル等個人情報を含む書類は施錠のできる保管庫で管理し、担当者が必要時のみ開けることとし、原則として持ち出しは禁止します。またコンピュータによる情報管理も重要なものはサーバー機にて行い、個別のパソコンには各々パスワードを設定し、盗難時や災害時の情報流出・紛失等の被害を最小限に止めます。

キ 情報公開への取組について

施設の事業内容等を記載した広報紙を毎月発行し、より多くの情報をタイムリーに届くようにしています。今後も町内会の回覧板や掲示板への掲出、金融機関や店舗等への設置を依頼し、地域に情報が行き渡るようにしていきます。また、施設の受付カウンターや法人ホームページにて、事業概要や運営状況を公開し、安心して施設をご利用いただけるよう心掛けています。ご意見箱や利用者アンケート等で寄せられた要望や苦情については、引き続き館内掲示板で公表する他、利用者会議等でも周知していきます。利用サービス等への情報開示の申出がなされた場合には、当施設の情報公開規程に則り、迅速かつ的確に対応するよう努めます。

ク 人権啓発への取組について

疾病や障がいに関する偏見や、社会的身分や出身への差別など、あらゆる人権問題はケアプラザの事業運営のみならず地域包括ケア推進の妨げになると考えます。職員に対して研修を行い、正しい知識を得て理解を深めた上で担当する各種事業においても積極的・継続的に啓発を行っていくよう指導します。また日頃から公正な職務態度や接遇、言葉遣いを心掛け、利用者や相談者等に要らぬ誤解や不快感を与えることがないように注意します。職員間においても各種ハラスメントの防止に努め、良好な職場環境の維持に努めます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

館内で発生するゴミの減量化に努力し、出ってしまったものについては確実に分別し、リサイクルできるものは資源として再利用できるようにするなどの取り組みを行います。日頃から節電、節水に努め、省資源、省エネルギーを心がけます。温暖化防止や空気清浄等に効果があるとされる緑化の推進については、敷地面積の関係上規模の大きなものには制約がありますが、比較的簡単にできるプランターの設置などで対応し、視覚的にも彩りを添えていきます。また大気汚染や騒音を軽減するため、車両のアイドリングストップを推進します。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

介護予防支援業務は、看護師・主任ケアマネジャー・社会福祉士で業務にあたります。看護師を中心にしながらも3職種が連携、共同で取り組んでいきます。

《目標》

【介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント】

- ・利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場になり適切なサービスが提供されるよう努力し、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
- ・要支援状態の軽減もしくは要介護状態になることの予防に資するよう努め、医療サービスとの連携に十分配慮します。

【地域包括支援センター内の連携】

月1回定期的にミーティングの機会を持ち、業務の進捗状況の確認と業務内容の共有化を図ることで、情報を共有し協力体制を整え、各職種が専門性を発揮しながらもチームとして効率的・効果的な業務を行えるようにしていきます。

【給付管理業務】

委託先居宅介護支援事業所・サービス事業所とは紙面にて実績、状況を確認し、複数職員で給付管理データの作成・確認作業を行っていきます。

【研修体制】

健康福祉局や区等が主催する研修に積極的に参加し、個々のスキル向上を目指します。研修後は内容を共有化することで、地域包括支援センター全体のスキル向上を図ります。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費…担当地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターを含む5職種間で情報共有を図り、協働して行う事業を通じて地域の特性を把握し活かせるよう展開していきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
160	162	164	164	164	164
10月	11月	12月	1月	2月	3月
162	162	164	166	166	166

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤専従 管理者 1名 介護支援専門員 2名

《目標》

- 連携を図り、サービスの質向上
 - ・ 事業所内での連携

個々の介護支援専門員の利用者の大きな状態変化を担当職員以外でも対応できるように、職員間で報告連絡をこまめに行い、利用者の緊急時の要望に担当職員以外でも対応できるようにします。
 - ・ 他職種、他事業所との連携

必要に応じて各サービス事業所の担当者との連携を密にし、利用者への支援内容の確認・ケアの統一を行い、最も適切なサービスが提供できるよう努めます。
- 専門分野の知識の向上
 - ・ 研修には積極的に参加し、介護支援専門員としての専門性を高めていきます。また、知識の向上のみでなく、他事業所のケアマネジャー等との情報交換の場としていきます。
 - ・ 研修会での内容や最新情報等は事業所内で共有できるようにしていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費・・・通所のサービス実施地域を超える地域に訪問し、出張する必要がある場合
-
-

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 地域包括支援センター併設事業所という性格を生かし、密に連携を取りながら、緊急、困難ケース等について迅速に対応していきます。
- 地域ケアプラザ内の地域交流部門より、地域のインフォーマルサービス（ボランティア活動等）についての情報を取得し、また、地域交流部門にも協力してもらいながら地域の社会資源を有効活用していきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4 □	5月	6月	7月	8月	9月
66	66	66	66	66	66
10月	11月	12月	1月	2月	3月
66	66	66	66	66	66

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護サービス計画の作成
- 介護に係る相談援助
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や食事、排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要介護1）	704	円
（要介護2）	831	円
（要介護3）	963	円
（要介護4）	1,095	円
（要介護5）	1,227	円
- サービス提供体制強化加算（I）（イ）
- 入浴加算
- 介護職員処遇改善加算（I） 所定単位数の4.0%
- 食費負担
- 口腔ケア用歯ブラシ

『タフト歯ブラシ』	1本	100	円
『くるりーなブラシ』	1本	399	円
『モアブラシ』	1本	420	円
『義歯用ブラシ』	1本	450	円

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9：30 ～ 16：30

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名 非常勤15名
- 看護師 非常勤5名

《目標》

- 利用者が自立した日常生活を送れるための支援を行う。
- 利用者が楽しく利用していただくことを念頭に置き、季節に即した行事レクリエーションを企画・実行していく。また、麻雀、囲碁、絵手紙、音楽療法などの専門的なボランティアに積極的に活動していただき、利用者の個別のニーズに応えていく。
- 利用者の臨時利用や送迎時間の変更など、利用者の家族のニーズにも柔軟に対応できるよう心がけていく。
- 職員の研修等を行い、介護の知識や技術の向上を図る。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

●月毎の行事レクリエーションの実施。

（5月：演芸大会 7月：納涼会 9月：運動会 10月：外食レクリエーション
12月：クリスマス会 1月：初詣 2月：地域の子供達と豆まき 3月：お花見）

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
640	640	640	640	667	640
10月	11月	12月	1月	2月	3月
640	640	593	593	593	667

● 第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）

《提供するサービス内容》

- 第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画の作成
- 介護に係る相談援助及び助言
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団のレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （事業対象者または要支援1・2で週1回程度の利用の場合）
1,766 円
 - （事業対象者または要支援2で週2回程度の利用の場合）
3,621 円
- サービス提供体制強化加算（I）（イ）
 - （要支援1） 78 円
 - （要支援2） 155 円
- 介護職員処遇改善加算（I） 所定単位数の4.0 %
- 食費負担 700 円
- 口腔ケア用歯ブラシ

『タフト歯ブラシ』	1本	100 円
『くるりーなブラシ』	1本	399 円
『モアブラシ』	1本	420 円
『義歯用ブラシ』	1本	450 円

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:30 ~ 16:30

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名 非常勤15名
- 看護師 非常勤5名

《目標》

- 利用者のケアプランに基づき、第1号通所事業（横浜市通所事業相当サービス）の役割を把握した上で、その目標の達成に向け支援する。
- 利用者の臨時利用や送迎時間の変更など、利用者の家族のニーズにも柔軟に対応できるよう心がけていく。
- 職員の研修等を行い、介護の知識や技術の向上を図る。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- 月毎の行事レクリエーションの実施。
（5月：演芸大会 7月：納涼会 9月：運動会 10月：外食レクリエーション
12月：クリスマス会 1月：初詣 2月：地域の子供達と豆まき 3月：お花見）

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
12	12	12	12	12	12
10月	11月	12月	1月	2月	3月
12	12	12	12	12	12

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

地域住民にとって最も身近な相談機関として、対象者を限定せず、あらゆる層の相談を受け止めます。近年、家族や地域の結び付きが希薄化していることで、複雑・多様化している生活課題を、適切な相談支援機関等に「つなぐ」役割を担っていきます。そのためにも、関連する関係機関との連携が図れるように、5職種間の情報共有はもちろんのこと、協働事業を通じてネットワークの構築を目指します。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

介護保険制度をはじめ、公的サービスの利用が厳格化され、家族や地域に求められる役割が増えています。一方で、核家族化や地域機能の脆弱化により、日常生活の困難性やニーズの多様化が問題となっています。個別課題にあたる地域包括支援センターと地域交流部門の連携の必要性は益々高まっており、連携強化も喫緊の課題と考えます。新たに配置された生活支援コーディネーターも含め、インフォーマルな活動の啓発と人材育成、組織化を行っていきます。

3 職員体制・育成

指定管理事業、介護保険事業とも運営基準上の配置を確実にいき、業務の安定を図ります。特に通所介護においては、多様化する利用者のニーズに対応できる職員配置ができるよう心掛けます。育成については職員として最低限必要な人権擁護や個人情報保護等といった内容は、定期的な研修の他にミーティング等で随時確認しながら、職員各々の意識を高く保持します。新入職員には入職時にオリエンテーション及び新任研修を実施し、その後も定期的な法人及び職場内研修の実施や外部研修への参加機会を確保し、資質向上を図ります。実務経験を重ねた職員には専門職としてより高度なスキルが身に付けられるよう、職員各々のレベルに合わせて段階的に研修を受講させ、育成を行っていきます。また業務遂行に必要、あるいは望ましい資格の取得、更新に係る費用は施設側で負担し、学習意欲や向上心を高めます。日頃から他部門と協働して事業を行うことで職員間の連携を深め、それぞれの職員の職務範囲を広げていきます。

4 地域福祉のネットワーク構築

地域福祉保健計画「ひっとプラン港北高田地区計画」を軸に互いの活動への理解と横の繋がりを生かした連携を提案していきます。また生活支援総合事業の観点からも既存団体間の連携とともに新規団体との繋がりをもつ機会としてネットワークの活用、また構築を致します。保育園、幼稚園を含む子育て（支援）施設、学校、町内会や地区社会福祉協議会など地域団体、また障がい、高齢の施設、団体など地域という括りの中で分野に捉われない連携を、ネットワークを通し目指します。

5 区行政との協働

港北区は区政運営方針の目標達成に向けた組織運営の手段として「協働で進めるまちづくり」を掲げ、地域主体での課題解決やまちづくりの支援を謳っています。地域が抱える問題点や住民の率直な声を直接聞くことができるのがケアプラザの強みです。よって区政をより分かりやすく地域に浸透させるとともに、地域の声を区政に活かすべく区につないでいくのもケアプラザの役割と考えています。高田地区は区内でも高齢化率が高く、相談が多数寄せられる一方で、子育てや障がいに関する相談も増加しており、老若男女問わず各々が多様化、複雑化した課題や悩みを抱えながら生活していることが窺えます。このような生活課題に地域が一体となって取り組むのが「ひっとプラン港北」であり、「地域ケア会議」です。ケアプラザはそれぞれの取り組みのサポートスタッフ、また推進役として一定の成果があげられるよう努めます。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域各団体の定例会や地域行事に参加し、情報収集及び情報の提供に努めます。また貸館利用団体を含めた地域活動団体と積極的に情報交換の場を持ち情報提供だけではなく、活動状況の把握にも努め、地域アセスメントとし具体的な地域支援へと繋がります。広報活動としては、ケアプラザ広報紙を活用し地域の様々な活動を地域へとPRするとともに、福祉保健に関する様々な情報を地域へ広く伝えて行きます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

ケアプラザを利用することをきっかけに、これまで以上に地域へ目を向けていただき、団体として地域に貢献していただけるようアプローチしていきます。その入り口として、ケアプラザで実施する事業を中心に福祉保健活動の場を提供していきます。それぞれの団体が特色を活かした活動に参加できるよう、さまざまな内容の福祉保健活動を準備しコーディネートします。その先、ケアプラザ外においても活動の場を確保できるよう、地域の各関係団体も受け入れ先として提案するなど、地域ネットワークを活かし繋いでいきます。

3 自主企画事業

地域の気軽な交流の場として以外に、地域からの提案を活かした活動を地域の方々、団体とともに自主事業として形にします。地域課題への直接的なアプローチと、課題解決に向けた活動の立上げや支援者の育成など地域で解決していく糸口となる取り組みを実施します。その底上げとして、ケアプラザに足を運ぶ機会を増やすこと、地域へ関心を持ち愛着を深めることを目的に「楽しむ」事業も併せて実施します。近年増加傾向にある障がい支援事業に関しても各専門機関と連携を取りながら「支援」という形だけでなく、地域の一員として地域活動の担い手として活躍できるように提案、コーディネートします。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

新規ボランティア活動者、活動の場の増加を目指します。福祉保健に関する活動に関わらず、様々な形での地域貢献を提案し、地域を支える活動への参加を呼び掛けます。活動の場の増加に関しましては、地域ネットワークを活かしどのような活動をそれぞれの活動が必要としているかを分析し、具体的に提案していきます。またひっとプラン港北高田地区計画を活用し、多様な形でのボランティア講座の実施など地域活動への間口を広げる取り組みを地域とともに行います。ボランティアコーディネートに関しましては、引き続き地域の居場所事業などと話し合いを重ね、地域コーディネートを検討していきます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活が維持できるように、3職種の専門性を活かしながら相談支援をしていきます。本人からの相談はもちろんのこと、家族や地域住民が安心して相談ができる環境や職員の資質向上に努めます。

また、介護保険サービスをはじめとした、公的なサービスでは対応困難な個別課題も増加傾向にあります。そうした様々な相談に対してまずは受け止め、ニーズを正確に把握し、分析することも求められます。そこで得られた課題を明確化し、行政の施策や地域での仕組み作りに活かすことで「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

地域包括支援ネットワークの構築

日々寄せられる様々な個別相談の対応を通じて、介護保険事業所やその他関係機関との連携による支援体制を構築します。今後は専門機関だけでなく、ボランティアなど地域住民主体の活動団体とも連携を密にし、幅広い相談と目的によって柔軟に対応できるようなネットワークの構築を図ります。

実態把握

市や区で実施している統計調査の把握や、総合相談を通じて得た個別ニーズを職員間で情報共有し、地域の実態把握に努めます。

また、地域交流部門に寄せられる地域情報や課題についても共有し、地域の全体像を把握することで、継続的且つ俯瞰的な視点を持って課題を明確にしていきます。

2 権利擁護

権利擁護

・福祉サービスの利用契約支援のみならず、地域の身近な相談機関として、地域住民が安心して自己選択できる支援を行っていきます。また、認知症や様々な障がいによって、不当な権利侵害や虐待などを防止できるような地域づくりを目指します。

そのための環境整備の1つとして、横浜市が実施している「市民後見制度」についても、必要な情報共有や協力体制を整えていきます。

・区や区社会福祉協議会と開催している「サポートネット」を今年度も開催し、リーガルな専門職との連携も継続していきます。

高齢者虐待

- ・区主催の「高齢者虐待防止連絡会」への参加及び、関係機関との連携や対応する職員の資質向上を目的とした研修会などを行います。
- ・虐待のリスク要因でもある、介護者の孤立や負担軽減として「介護者のつどい」を区と協働で実施していきます。同時に認知症の理解や対応について、住民に知ってもらう機会として「認知症サポーター養成講座」を実施していきます。

認知症

区認知症連絡会へ年2回の参加を予定し認知症関連事業の企画・運営に携わっています。

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守ってくれる応援者「認知症サポーター」を増やすと共に、認知症サポーター養成講座を主催する側の「キャラバンメイト」の育成にも力を入れ、地域での講座開設を定期的に行えるようにしていきます。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

・要介護状態になるのをできる限り予防するため、“本人ができることはできる限り本人が行う”ことを基本に考え支援を行っています。介護保険の認定が要支援1・2と判定された方（閉じこもり等何らかの支援を必要とする方）に介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援計画書を作成します。

利用者やご家族が制度について理解し、サービスを活用して自立した生活が維持できるように支援していきます。支援計画書作成にあたっては、サービス利用が目的になっていないか、家族の意向のみ重視されていないか、本人が理解できる表現を使用しているか等に注意を払い、利用者の意欲が引き出せるような支援計画書を目指します。

・マネジメントする側の職員も研修・講演会等に積極的に参加し、個々のスキル向上を目指します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

これまで地域包括支援センターは、主に「個別支援」を通じた地域住民や関係機関との連携を図ってきました。関係機関との連携では、民生委員やケアマネジャーとの協働を通じて、連携推進を図ってきました。今年度は更に、地域交流部門が培ってきた地域ネットワーク機能などを活用して「地域支援」にも取り組んでいきます。新たに配置された生活支援コーディネーターとも連携し、地域課題を明らかにし、包括的・継続的なマネジメントが可能となるべく、人材育成やインフォーマルなサービスの開発、関係機関との関係構築を目指します。

医療・介護の連携推進支援

- ・高齢者支援ネットワーク（医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護連絡会、ガンバ港北、区役所、区内9包括共催）で年3回研修会を予定しています。多職種が集まる機会を作り、医療、介護それぞれの立場から現場における課題を考えていきます。
- ・地域密着型サービスについて、既存のグループホーム、小規模多機能の定例会議へ参加していきます。また新たに会議への参加が義務付けられる、認知症通所介護や小規模通所介護について、地域での情報収集を行なっていきます。

ケアマネジャー支援

- ・高田地区にお住まいの利用者を担当しているケアマネジャーを対象に、「高田ケアマネ連絡会」として年8回集まる機会を予定しています。事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を行なうと共に、ケアマネジャー同士が情報交換できる場として提供していきます。
- ・ケアマネジャー主催のサービス担当者会議へ同席し支援方法の検討等に助言していきます。また困難ケースについては必要に応じて同行訪問等支援協力を行なっていきます。
- ・区内9包括合同、ガンバ港北、高齢者支援ネットワークと共催して研修会を開催しケアマネジャーの資質向上が図れるようにしていきます。
- ・地域の「主任ケアマネジャー」を把握して、協働できるものはないか相談を行なっていきます。
- ・区内包括合同で、インフォーマル情報誌／通所介護情報誌の更新、交付を行なっていきます。
- ・地域の医療機関とケアマネジャーとの交流の場を開催することができないか検討していきます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・個別地域ケア会議を四半期に1度、包括レベル地域ケア会議を年2度程度開催し個別及び地域課題の把握、解決に向けての検討を行なっていきます。
- ・地域ケア会議後の振り返りを行ない、地域資源の開発へ繋げる努力を行なっていきます。

介護予防事業

介護予防事業

高齢者（虚弱な高齢者を含む）が住みなれた地域で元気な生活が続けられるように、各職種と連携・協働し取り組んでいく中で、地域活動団体の定例会や催し等に参加し、介護予防に関する情報提供や講演会・教室を実施し啓発活動を行っていきます。介護予防を意識しながら自らが介護予防活動を実践していけるようお手伝いしていきます。

前年度に引き続き

- ・ ロコモ予防講座（体操、口腔ケア・栄養・認知症予防講座など）を開催します。
→平成 28 年 1 月～3 月 全 8 回
- ・ 元気づくりステーション“たかた歩こう会”
→2 回／月、ウォーキング・講座等の機会を通じ、活動を継続していけるよう支援していきます。
- ・ 前年度、ロコモ予防講座：地区社協共催版終了後、
→平成 28 年 4 月～元気づくりステーション“高田ひまわり会”へ移行
1 回／月、体操・茶話会を主に行いながら、介護予防活動が継続できるよう支援していきます。
- ・ 地区社協 居場所づくり事業“ふらっと高田”へ月 1 回定期的に出向き、介護予防体操の指導、健康に関する情報提供や個別相談に対応していきます。
- ・ 3A 養成講座：地域人材の担い手の発掘
→6 月、全 3 回 地域で活動できるよう支援者を養成していきます。
- ・ 介護予防活動グループ支援
→3 月開催予定、交流の機会を持ち、運営・活動の情報交換等を行い、活発な活動が継続できるよう支援していきます。

その他

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：高田地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	14,866	23,386	151					5,789
	介護保険収入				9,179	11,498	75,761	3,335	
	その他	100	28	-	-	194	5,544	608	-
	認定調査料					194			
	食費等						5,544	608	
	雑収入	100	28						
	その他								
	収入合計(A)	14,966	23,414	151	9,179	11,692	81,305	3,943	5,789
支出	人件費	10,929	20,046			9,418		56,170	5,480
	事務費	1,932	1,057			2,008		12,651	
	事業費	176	50	151		738		11,866	309
	管理費	6,279	1,669						
	その他	779	-	-	5,451	-		-	-
	施設使用料相当額								
	消費税	779							
	委託料				5,451				
	支出合計(B)	20,095	22,822	151	5,451	12,164		80,687	5,789
	収支 (A) - (B)	-5,129	592	-	3,728	-472		4,561	-

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。